令和２年５月１８日

保護者　様

丹波篠山市教育長

学校園の臨時休業期間中の登校可能日について

保護者のみなさまには、長期にわたる臨時休業においてご理解とご協力賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、５月１５日の兵庫県教育委員会の発表で、県立学校の臨時休業中の登校可能日の設定が認められたことから、市内の学校園においても、市の対策本部で、登校可能日、登園可能日を設定することに決定しました。なにとぞ趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

なお、今後、状況が変わる場合、市ホームページなどでお知らせします。

記

１　学校園の臨時休業期間および登校・登園可能日について

臨時休業期間については５月３１日までで変更ありません。ただし、５月２５日の週に登校・登園可能日を設定することとします。詳しくは、各学校園からのお知らせをご覧ください。

なお、登校・登園可能日は、授業日ではありませんので、登校・登園しなくても欠席とはなりません。

２　園児児童生徒への学習支援、健康観察や心のケアについて

引き続き、臨時休業期間中において、各学校園で、家庭訪問、電話連絡等を工夫して、園児児童生徒への学習支援、生活支援、健康観察、心のケア等を行います。

３　その他

（１）登校、登園の際には家庭での検温、健康観察をしていただきますようお願いします。

（２）緊急事態宣言が５月３１日で解除の場合は、６月１日から学校再開となる予定です。

（３）詳細については、学校園を通じてお知らせいたします。学校園からのお知らせや一斉メール、学校園ホームページをご確認ください。

（４）新型コロナウイルス感染症について不明な点があれば、兵庫県が設置しているコールセンター（相談窓口 078-362-9980　２４時間体制）にお問い合わせください。